

第二十三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 精神障害者小規模通所授産施設（精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであつて、常時利用する者が二十人未満のものをいう。以下同じ。）
十人以上

第二十四条中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加える。
第二十五条第一項中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 精神障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該精神障害者小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。
一 作業室又は作業場
二 静養室
三 食堂
四 洗面所
五 便所

5 第二項第一号の規定は、前項第一号に掲げる設備の基準について準用する。
6 第四項各号に掲げる設備のうち、同項第三号の食堂にあつては、同項第一号の作業室若しくは作業場又は同項第二号の静養室と兼ねることができる。

第二十六条第一項中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条第四項中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 精神障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。
一 施設長
二 精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員 二以上

5 前項第一号の施設長は、精神障害者の社会復帰に理解と熱意を有し、施設を運営する能力を有すると認められる者でなければならぬ。
6 第四項各号に掲げる職員のうち、一人以上は常勤でなければならない。
7 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。
第二十九条中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条に次の一項を加える。
2 第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第三項並びに第二十二條の規定は、精神障害者小規模通所授産施設について準用する。

（施行期日）
1 この省令は、平成十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準第七條の五第二号の改正規定及び第三条中精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第十七條第二項第二号の改正規定は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）
2 第三条の規定による改正後の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第二十三條第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設については、同基準第三條第二項の規定は、当分の間、適用しない。

○厚生省令第三十三号
社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四百四十八号）の一部の施行に伴い、及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二百二十六條の規定に基づき、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年十一月二十日

厚生大臣 津島 雄二
社会福祉法施行規則の一部を改正する省令
社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「公益を目的とする事業」を「法第二十六条第一項に規定する公益事業に、その収益を社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業」を「同項に規定する収益事業」に改める。
第十七条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。
第二十三条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。
第三十五条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。
第三十六条中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

（施行期日）
1 この省令は、平成十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準第七條の五第二号の改正規定及び第三条中精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第十七條第二項第二号の改正規定は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）
2 第三条の規定による改正後の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第二十三條第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設については、同基準第三條第二項の規定は、当分の間、適用しない。

○厚生省令第三十三号
社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四百四十八号）の一部の施行に伴い、及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二百二十六條の規定に基づき、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年十一月二十日

厚生大臣 津島 雄二
社会福祉法施行規則の一部を改正する省令
社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「公益を目的とする事業」を「法第二十六条第一項に規定する公益事業に、その収益を社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業」を「同項に規定する収益事業」に改める。
第十七条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。
第二十三条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。
第三十五条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。
第三十六条中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

（施行期日）
1 この省令は、平成十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準第七條の五第二号の改正規定及び第三条中精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第十七條第二項第二号の改正規定は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）
2 第三条の規定による改正後の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第二十三條第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設については、同基準第三條第二項の規定は、当分の間、適用しない。

○厚生省令第三十三号
社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四百四十八号）の一部の施行に伴い、及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二百二十六條の規定に基づき、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年十一月二十日

厚生大臣 津島 雄二
社会福祉法施行規則の一部を改正する省令
社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「公益を目的とする事業」を「法第二十六条第一項に規定する公益事業に、その収益を社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業」を「同項に規定する収益事業」に改める。
第十七条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。
第二十三条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。
第三十五条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。
第三十六条中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

（施行期日）
1 この省令は、平成十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準第七條の五第二号の改正規定及び第三条中精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第十七條第二項第二号の改正規定は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）
2 第三条の規定による改正後の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第二十三條第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設については、同基準第三條第二項の規定は、当分の間、適用しない。

○厚生省令第三十四号
毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十條の九第一項ただし書及び第四項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年十一月二十日

厚生大臣 津島 雄二
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。
第十三條の六を第十三條の九とし、第十三條の五の次に次の三條を加える。
（毒物劇物営業者等による情報の提供）
第十三條の六 令第四十條の九第一項ただし書に規定する厚生省令で定める場合は、次のとおりとする。
一 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合
二 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合
第十三條の七 令第四十條の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。
一 文書の交付
二 磁気ディスクの交付、フлакシミリ装置を用いた送信その他の方法であつて、当該方法により情報を提供することについて譲受人が承諾したもの
第十三條の八 令第四十條の九第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする。
一 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
二 毒物又は劇物の別
三 名称並びに成分及びその含量
四 応急措置
五 火災時の措置